

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事
工事地名	栃木県真岡市須釜地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 3) 機械損料一括補正	0	労務費一括割増	0%
2) 事務所名	下館河川事務所 管理課	1 4) 単価適用年月	製作：2026年 7月	据付：2026年 7月	
3) 工事番号	2026050007	1 5) 歩掛適用年月	製作：2026年 7月	据付：2026年 7月	
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 6) 前請負工事費	0		
5) 変更回数	0回	1 7) 前 契 約 額	0		
6) 主 工 種	水門設備（河川用水門）	1 8) 随 意 契 約 額	0		
7) 工 事 量		1 9) 調 整 区 分	0		
8) 工 期	213日間 自 令和 8年 8月19日 (当初) 至 令和 9年 3月19日 (0回変更) 至 年 月 日	2 0) 工場管理費対象額			
9) 施 工 県	製作：栃木県 据付：栃木県	2 1) 共通仮設費対象額			
1 0) 地 区	製作：真岡地区 据付：真岡地区	2 2) 現場管理費対象額			
1 1) 河川・路線	小貝川	2 3) 一般管理費等対象額			
1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月	2 4) 処 分 費 等	0		
		2 5) 公 告 日	令和 8年 5月28日		
		2 6) 入 札 締 切 日	年 月 日		

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (河川用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
据付工		式	1		32,103,200				
河川用水門設備据付		式	1		25,209,200				
現場塗替塗装工		式	1		25,209,200				
現場塗替塗装(扉体) 外面		m2	700	15,551	10,885,700			単-1号	
現場塗替塗装(扉体) 内面		m2	750	19,098	14,323,500			単-2号	
仮設工		式	1		6,894,000				
足場支保工(機械設備)		式	1		6,054,000				
足場	安全ネット必要	式	1	6,054,000	6,054,000			単-3号	
交通管理工		式	1		840,000				
交通誘導警備員		式	1		840,000			内-1号	
共通仮設費		式	1		4,276,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		4,276,000				

設計内訳書

工事名	R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事 (当 初)					事業区分	機械設備		
						工事区分	水門設備 (河川用水門)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
純工事費		式	1		36,379,200				
現場管理費		式	1		7,068,000				
据付工事原価		式	1		43,447,200				
工事原価		式	1		43,447,200				
一般管理費等		式	1		10,792,800				
工事価格		式	1		54,240,000				
消費税相当額		式	1		5,424,000				
工事費計		式	1		59,664,000				

一式当たり内訳書

交通誘導警備員
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 07
歩掛使用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
交通誘導警備員 B		人日	48	17, 500	840, 000			
合 計					840, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
単一1号	現場塗替塗装(扉体) 外面		単位	m2	数量	1	単価	15, 551
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場塗替塗装		計上する 1種 開放部 計上しない 計上する はけ 有機シンクリッチペイント 計上する はけ 変性エポキシ樹脂系(大気部用) 計上する はけ	m 2	1	15, 239	15, 239		
現場塗替水洗い清掃			m 2	1	312	312		
計						15, 551		
単価						15, 551	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
単一2号	現場塗替塗装(扉体) 内面		単位	m2	数量	1	単価	19, 098
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場塗替塗装		計上する 3種 (C) 密閉部内部 計上しない 計上する はけ 有機シンクリッチペイント 計上する はけ 変性エポキシ樹脂系(水中部用)	m 2	1	18, 786	18, 786		
現場塗替水洗い清掃			m 2	1	312	312		
計						19, 098		
単価						19, 098	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
単-3号	足場	安全ネット必要	単位	式	数量	1	単価	6, 054, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足場工		手摺先行型枠組足場	門	3	2, 018, 000	6, 054, 000		
計						6, 054, 000		
単価						6, 054, 000	円／式	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替塗装	計上する 1種 開放部 計上しない 計上する はけ 有機ソリッチペイント 計上する はけ 変性ポキシ樹脂系(大気部用) 計上する はけ	単位	m 2	数量	100	単価	15, 239
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	現場塗替素地調整	1種 開放部	m 2	100	5, 824	582, 400		
	現場塗替下塗	はけ 有機ソリッチペイント 開放部	m 2	100	3, 125	312, 500		
	現場塗替下塗	はけ 変性ポキシ樹脂系(大気部用) 開放部	m 2	100	1, 478	147, 800		
	現場塗替下塗	はけ 変性ポキシ樹脂系(大気部用) 開放部	m 2	100	1, 478	147, 800		
	現場塗替中塗	はけ ふっ素樹脂 淡彩 開放部	m 2	100	1, 424	142, 400		
	現場塗替上塗	はけ ふっ素樹脂 淡彩 開放部	m 2	100	1, 910	191, 000		
	計					1, 523, 900		
	単価					15, 239	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替水洗い清掃		単位	m 2	数量	100	単価	312
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1. 2	24, 300	29, 160		
諸雑費（率＋まるめ） 7%			式	1		2, 040		
計						31, 200		
単価						312	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替塗装	計上する 3種（C）密閉部内部 計上しない 計上する はけ 有機シンクリッチペイント 計上する はけ 変性ボール樹脂系（水中部用）	単位	m 2	数量	100	単価	18, 786
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	現場塗替素地調整	3種（C）密閉部内部	m 2	100	2, 454	245, 400		
	現場塗替下塗	はけ 有機シンクリッチペイント 密閉部内部	m 2	100	4, 306	430, 600		
	現場塗替下塗	はけ 変性ボール樹脂系（水中部用） 密閉部内部	m 2	100	4, 008	400, 800		
	現場塗替下塗	はけ 変性ボール樹脂系（水中部用） 密閉部内部	m 2	100	4, 008	400, 800		
	現場塗替中塗	はけ ボール樹脂系 密閉部内部	m 2	100	2, 014	201, 400		
	現場塗替上塗	はけ ボール樹脂系 密閉部内部	m 2	100	1, 996	199, 600		
	計					1, 878, 600		
	単価					18, 786	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替水洗い清掃		単位	m 2	数量	100	単価	312
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1. 2	24, 300	29, 160		
諸雑費（率＋まるめ） 7%			式	1		2, 040		
計						31, 200		
単価						312	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	足場工	手摺先行型枠組足場	単位	門	数量	1	単価	2, 018, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	5. 8	32, 600	189, 080		
とび工			人	23. 5	29, 800	700, 300		
普通作業員			人	14	24, 300	340, 200		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		最大吊上能力 2 5 t 吊	日	3. 5	66, 500	232, 750		
諸雑費（率＋まるめ） 38%			式	1		555, 670		
計						2, 018, 000		
単価						2, 018, 000	円／門	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	17, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	17, 500	17, 500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						17, 500		
単価						17, 500	円／人日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替素地調整	1種 開放部	単位	m 2	数量	100	単価	5, 824
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	プラスト材	フェロニッケルスラグ	k g	3, 600	62. 5	225, 000		
	橋りょう塗装工		人	7	37, 000	259, 000		
	諸雑費（率＋まるめ） 38%		式	1		98, 400		
	計					582, 400		
	単価					5, 824	円／m 2	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替下塗	はけ 有機ジンクリッチペイント 開放部	単位	m 2	数量	100	単価	3, 125
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	50	1, 810	90, 500		
塗料用シンナー		ジンクリッチペイント用シンナー	L	5. 3	840	4, 452		
橋りょう塗装工			人	5. 6	37, 000	207, 200		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		10, 348		
計						312, 500		
単価						3, 125	円／m 2	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替下塗	はけ 変性エポキシ樹脂系(大気部用) 開放部	単位	m ²	数量	100	単価	1, 478
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	変性エポキシ樹脂系塗料	下塗 大気部用	k g	24	1, 540	36, 960		
	塗料用シンナー	変性エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	2. 5	850	2, 125		
	橋りょう塗装工		人	2. 8	37, 000	103, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		5, 115		
	計					147, 800		
	単価					1, 478	円／m ²	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000
	現場塗替中塗	はけ ふっ素樹脂 淡彩 開放部	単位	m 2	数量	100	単価 1, 424
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	ふっ素樹脂塗料	中塗用 淡彩	k g	18	1, 780	32, 040	
	塗料用シンナー	ふっ素樹脂塗料用シンナー	L	1. 9	850	1, 615	
	橋りょう塗装工		人	2. 8	37, 000	103, 600	
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		5, 145	
	計					142, 400	
	単価					1, 424	円／m 2

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替上塗	はけ ふっ素樹脂 淡彩 開放部	単位	m 2	数量	100	単価	1, 910
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ふっ素樹脂塗料		上塗用 淡彩	k g	14	5, 770	80, 780		
塗料用シンナー		ふっ素樹脂塗料用シンナー	L	1. 5	960	1, 440		
橋りょう塗装工			人	2. 8	37, 000	103, 600		
諸雑費（率＋まるめ） 5%			式	1		5, 180		
計						191, 000		
単価						1, 910	円／m 2	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替素地調整	3種（C）密閉部内部	単位	m 2	数量	100	単価	2, 454
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	6. 2	37, 000	229, 400		
諸雑費（率＋まるめ） 7%			式	1		16, 000		
計						245, 400		
単価						2, 454	円／m 2	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替下塗	はけ 有機ジンクリッチペイント 密閉部内部	単位	m 2	数量	100	単価	4, 306
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	ジンクリッチ ペイント	有機厚膜	k g	50	1, 810	90, 500		
	塗料用シンナー	ジンクリッチペイント用シンナー	L	5. 3	840	4, 452		
	橋りょう塗装工		人	8. 4	37, 000	310, 800		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		24, 848		
	計					430, 600		
	単価					4, 306	円／m 2	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000
	現場塗替下塗	はけ 変性エポキシ樹脂系（水中部用） 密閉部内部	単位	m ²	数量	100	単価 4, 008
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	変性エポキシ樹脂系塗料	下塗 水中部用	k g	40	1, 540	61, 600	
	塗料用シンナー	変性エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	4. 2	850	3, 570	
	橋りょう塗装工		人	8. 4	37, 000	310, 800	
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		24, 830	
	計					400, 800	
	単価					4, 008	円／m ²

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替中塗	はけ 珪 矽樹脂系 密閉部内部	単位	m 2	数量	100	単価	2, 014
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	エポキシ樹脂塗料	中塗り	k g	18	1, 780	32, 040		
	塗料用シンナー	エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	1. 9	850	1, 615		
	橋りょう塗装工		人	4. 2	37, 000	155, 400		
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		12, 345		
	計					201, 400		
	単価					2, 014	円／m 2	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 07 2026. 07 1. 000-00000002000	
	現場塗替上塗	はけ 珪 矽樹脂系 密閉部内部	単位	m 2	数量	100	単価	1, 996
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
エポキシ樹脂塗料		上塗り	k g	17	1, 780	30, 260		
塗料用シンナー		エポキシ樹脂塗料用シンナー	L	1. 8	850	1, 530		
橋りょう塗装工			人	4. 2	37, 000	155, 400		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		12, 410		
計						199, 600		
単価						1, 996	円／m 2	

R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 製作原価 - - - - - 0

(2) 据付工事原価 - - - - - 43, 447, 200

(3) 中止期間中の現場維持等の費用 - - - - - 0

(4) 設計技術費 - - - - - 0

(5) 工事原価 - - - - - 43, 447, 200

(1)+(2)+(4)

(6') 一般管理費等 (計上額) - - - - - 10, 792, 800

(7') その他費目計 - - - - - 0

(8) 業務委託料等 - - - - - 0

(9) 工事価格 - - - - - 54, 240, 000

(5)+(6')+(7')+(8) (万円未満切り捨て)

(10) 消費税等相当額 - - - - - 5, 424, 000

(11) 請負工事費 - - - - - 59, 664, 000

(9)+(10)

(12) 入札書比較価格 - - - - - 54, 240, 000

(請負工事費の100/110)

(13) 調査基準価格 - - - - - 53, 548, 000

(14) 調査基準価格の100/110 48, 680, 000

(15) 機器単体費 - - - - - 0

(16) 合算機器単体費 - - - - - 0

(6) 一般管理費等 (計算額) 10, 800, 973)

共通仮設費

主たる工種

単独（追加工事）： 水門設備（河川用水門）

合算工事：

対象工事費	32, 103, 200	据付直接工事費	32, 103, 200	事業損失	0
-------	--------------	---------	--------------	------	---

対象工事費に含まれる全処分費額

単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
----------	---	-----	---	------	---

非対象額計（－）	0
----------	---

管理費区分 2	0	（設計技術費・一般管理費等のみ対象額）
---------	---	---------------------

管理費区分 3	0	（機器単体費）
---------	---	---------

管理費区分 5	0	（一般管理費等のみ対象額）
---------	---	---------------

管理費区分 7	0	（支給品（製作品・機器単体費）の額）
---------	---	--------------------

管理費区分 9	0	（率計算の非対象額）
---------	---	------------

管理費区分 T	0	全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額
---------	---	----------------------------------

対象額（＋）	0
--------	---

支 給 品（＋）	0
----------	---

無償貸付機械評価額（＋）	0
--------------	---

共通仮設費対象額

単独（追加工事）	32, 103, 200	現工事	0	合算工事	0
----------	--------------	-----	---	------	---

全処分費等を除く共通仮設費対象額	32, 103, 200	現工事	0	合算工事	0
------------------	--------------	-----	---	------	---

共通仮設費（率分）

率（補正前）	13. 32 %	0 %
--------	----------	-----

施工地域等補正	0 %	ICT施工補正	1
---------	-----	---------	---

率（補正後）	13. 32 %
--------	----------

計上額

単独（追加工事）	4, 276, 000	現工事	0	合算工事	0
----------	-------------	-----	---	------	---

調整工事計上額	0
---------	---

(積上分) 共通仮設費

共通仮設費（積上分）

運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0				

共通仮設費（積上分）計 0

据付間接費・現場管理費

据付間接費 機械設備名	据付間接費対象額	据付間接費率	計上額
据付間接費計			0
現場管理費			
単独（追加工事）純工事費	36,379,200	単独（追加工事）据付直接工事	32,103,200
非対象額計（－）	0	単独（追加工事）共通仮設費	4,276,000
管理費区分2	0		
管理費区分3	0		
管理費区分5	0		
管理費区分7	0		
管理費区分9	0		
管理費区分T	0		
対象額（＋）	0		
支給品	0		
無償貸付機械等評価額	0		
事業損失防止施設費	0		
現場管理費対象純工事費			
単独（追加工事）	36,379,200	現工事	0
全処分費等を除く現場管理費対象 純工事費	36,379,200	合算工事	0
現場管理費率（補正前）	19.43 %	現工事	0 %
施工地域等補正	0 %	合算工事	0 %
砂防・地滑り補正	0 %	熱中症補正	1
現場管理費率（補正後）	19.43 %	ICT施工補正	0 %
現場管理費計上額			
単独（追加工事）	7,068,000	現工事	0
		調整工事計上額	0
（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	808,175		

設計技術費

製作原価					
単独（追加工事）					
据付工事原価					
単独（追加工事）					
非対象額計（－）					
管理費区分 5		（一般管理費のみ対象額）			
管理費区分 9		（率計算の非対象額）			
管理費区分 T		（対象額に含まれる全処分費）			
管理費区分 M		（設計技術費のみ非対象額）			
対象額（＋）					
支給品費					
設計技術費対象額					
単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く設計技術費対象額					
標準設計技術費率					
工種		水門設備（河川用水門）			
単独（追加工事）		現工事	0 %	合算工事	0 %
設計技術費					
単独（追加工事）		現工事	0	合算工事	0
調整工事計上額					

一般管理費等（当初）

主たる工種					
単独（追加工事）	水門設備（河川用水門）				
工事原価					
単独（追加工事）	43,447,200	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（率計算の非対象額）			
管理費区分T	0	全処分費等のうち3％または3000万円を超える額			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	43,447,200	現工事	0	合算工事	0
全処分費を除く一般管理費等対象額	43,447,200				
標準一般管理費率					
単独（追加工事）	24.82 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
製作原価における機器単体費（管理費区分3）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
工事原価に占める機械単体費の比率（K）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
機器単体費補正係数（R）					
単独（追加工事）	1	現工事	0	合算工事	0
前払金支出割合による補正係数					
単独（追加工事）	1	現工事	0		
財団法人等による補正係数	1	現工事	0		
契約保証に係る一般管理費等対象工事原価	43,447,200				
契約保証に係る補正值	0.04				
一般管理費等率					
単独（追加工事）	24.86 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費等					
単独（追加工事）	10,792,800	現工事	0	合算工事	0
業務委託料等	0				
調査基準価格	53,548,000				
調査基準価格100/110	48,680,000	（ 89.75 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
据付工		式		1		
河川用水門設備据付		式		1		
現場塗替塗装工		式		1		
現場塗替塗装(扉体) 外面		m2		700		
現場塗替塗装(扉体) 内面		m2		750		
仮設工		式		1		
足場支保工(機械設備)		式		1		
足場	安全ネット必要	式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
据付工事原価		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事

特記仕様書

令和 8 年 5 月

国土交通省 関東地方整備局
下 館 河 川 事 務 所

工 事 名 : R7 君島堰ゲート塗替塗装工事
工事場所 : 栃木県真岡市須釜地先
工 期 : 契約の翌日から令和9年3月19日まで

第1条 適 用

1. この特記仕様書は、機械工事共通仕様書（案）（令和8年度版）（国土交通省 HP 参照（国土交通省 HP 参照（https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000022.html）以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、R7 君島堰ゲート塗替塗装工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

第2条 条件明示

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第3条 配置予定技術者

次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を本発注工事に専任で配置できること。

- 1）主任技術者は、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

- ① 1級土木施工管理技士補の資格を有した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- ② 本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者
- ③ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。
- ④ 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）の資格を有した後塗装工事において発注者から直接請け負いその請負金額が4,500万円以上であるものに関して2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ⑤ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者

第4条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資

機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

なお、現場施工に着手する日については、工事の始期後、監督職員との打合せにおいて定める。

3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）

（１）各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

（２）工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。

（３）下請次数は３次までであること。

（４）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。

（５）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。

（６）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。

（７）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。

（８）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

2. 現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を

要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
(1) 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類 (CORINS の写し)
4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第 1 項 (3) ～ (6) について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。) の配置を行う場合は以下の (1) ～ (8) の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第 26 条第 3 項第二項による監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県又は栃木県内の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成 7 年 4 月 21 日付基発第 267 号の 2 「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工

体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格書の写しなど）
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し等）
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第7条 コリンズへの登録

1. 工事カルテの作成、登録については、共通仕様書「1-1-12 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第8条 コリンズへの位置情報の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

栃木県真岡市須釜 緯度 36° 25' 23" 経度 140° 03' 09"

第9条 コリンズへの工事概要の入力

共通仕様書 1-1-12 コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

現場塗替塗装 扉体3門

第 10 条 低入札価格調査制度対象工事に対する調査協力

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。

(2) 受注者は、提出された諸経費動向調査票（公共工事機械設備共同調査）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 工事コスト調査に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は下館河川事務所のホームページにより公表する。

(4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は下表のとおり。

資 料 名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表－３	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請けの資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査	元請、下請けの工事費内訳

第 11 条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙

での提示、提出は行わないものとする。

第 12 条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第 13 条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和 8 年 3 月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和 8 年 3 月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員等及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 14 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第 15 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 16 条 ワンデーレスポンス

1. 本工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第 17 条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 18 条 設計変更等

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書 1-1-22 から 1-

1-24に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 諸経費動向調査

本工事は、「諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。又、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

調査に要する費用については当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第21条 承諾図書

監督職員は、承諾図書の提出日から30日以内に回答する。また、補足、修正及び再設計を求めた場合は、必要事項を修正し再提出するものとする。再提出に対する回答も再提出日から30日以内に行う。

第22条 施工図

1. 受注者は当該機械の維持、修繕、改修、更新等のために必要な範囲で、発注者及び当該機械の維持、修繕、改修、更新等を請け負った者が施工図を自ら複製し及び翻案、変形、改変その他の修正をすること、並びにこれらの者が委託した第三者を介して複製させ、及び翻案、変形、改変その他の修正をさせることを許諾する。

なお、かかる許諾に伴い施工図等が翻案、変形、改変その他修正された場合には、発注者は当該修正等を行った者の名称及び修正箇所を当該施工図等に表示するものとする。受注者は、当該修正等が実施された場合には、それ以降、元の施工図等に基づく工事についての責任を免除されるものとする。

2. 受注者は、施工図等が著作権法（令和3年6月改正法律第52号）の著作物に該当する場合において著作権法第19条第2項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。
3. 受注者は、施工図等が著作権法の著作物に該当する場合において、施工図等にかかる著作権法第2章及び第3章の権利を第三者に譲渡し、又は許諾してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾又は同意を得た場合はこの限りではない。

4. 受注者は、施工図等が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の措置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の措置を講じるものとする。

第23条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品要領 機械設備工事編(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン 機械設備工事編【工事】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第24条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来高管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第25条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第26条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和8年度版）（以下、「写真管理基準」という）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（令和5年3月）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第 27 条 快適トイレの試行

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）

- (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用
- 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
- 受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
- 【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
- なお、設計変更数量は、現場毎に必要な数を協議の上、決定する。
- また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。
3. その他
- 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 28 条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
- なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。
- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
- (1) 労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所について

は、監督職員の承諾を得るものとする。

第29条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）又は、経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第30条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

（1）真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

（2）試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

（3）工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

（4）基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

（5）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：1. 2

第31条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 3 2 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、共通仕様書 第 1 編「1-1-41 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、共通仕様書第 1 編「1-1-8 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第 3 3 条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成 28 年 12 月関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第 3 4 条 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和 8 年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第 3 5 条 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第 3 6 条 交通安全管理（過積載による違法運行の防止対策）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第37条 工事用電力

本工事でゲート動作に係わる電力は、官側の負担とする。

その他に要する電力は受注者の費用負担とする。

第38条 工期

1. 工期は、雨天・休日等を見込み契約の翌日から令和9年3月19日までとする。
 なお、休日等には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間

2. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
3. 6月1日から10月31日を出水期間とし、河川区域における工事は行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。
 なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 ・準備・後片付け
 ・その他監督職員が承諾した工種
4. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第39条 余裕期間制度の活用

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別記様式－16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第40条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第41条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙ー5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第42条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、真岡観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10 mm以上/日の日を想定している。

2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第43条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第44条 中東情勢緊迫化の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する塗料等について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第45条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、

あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

（1）受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。

（2）前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

1 1. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第46条 受注者相互の協力（他工事等との調整）

1. 下記工事等の受注業者とは、現場が連続し施工や作業が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事等の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事等は以下のとおりとする。

件 名	施工・作業範囲	工期等（予定）
R 8 下館河川事務所 ゲート設備点検整備業務	河川用水門設備点検	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

第47条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL: <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第48条 新技術の活用「施工者選定型」

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第47条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第47条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「一VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。なお、「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第49条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施
「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。
2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象
遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠

隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実績状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和7年12月12日（国不建第121号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第50条 契約後V E方式

1. 定 義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。
 - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書（別紙様式－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 3) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案書の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E提案を採用した場合の設計変更等

- (1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- (4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 5 1 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 4 7 条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 5 2 条 出来高部分払い方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高

い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第 5 3 条 総価契約単価合意方式について

1. 目 的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2. 共通仕様書 1-1-4 請負代金内訳書及び工事費構成書の適用

共通仕様書 1-1-4 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

3. 合意単価の公表

発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第 5 4 条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の現場技術業務を担当する現場技術業務員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第 5 5 条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

なお、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

また、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 5 6 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号 最終改正令和 3 年 9 月 1 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

2. 施工体制の点検員は本工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 本工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第１回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第５７条 監督職員による確認及び立会等

本工事の段階確認は次のとおりとする。ただし、段階確認項目、検査(確認)方法、対象設備の詳細区分については施工計画書に記載し提出するものとする。

項 目	実 施 時 期	対象設備
塗 装 確 認	ケレン完了時 塗装完了時	扉体

第５８条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定め、施工計画書に記載するものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第５９条 地震発生後の建設工事現場の点検

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によるものとする。

1. 気象庁地震計で震度４の地震が発生した場合。
 - 1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - 2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
2. 気象庁地震計で震度５弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第60条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、本工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第61条 工事概要

本工事は、塗装が劣化している君島堰（真岡出張所管内）について、塗替塗装を行うものである。

第62条 工事施工範囲

工事の範囲は以下のとおりとする。

なお、既設設備の状態及び土木構造物との取り扱い等の着手前の現地調査、塗装に伴う水門の開閉操作についても、本工事の範囲に含まれているものとする。

工種	種別	細別	単位	数量	摘要
塗装工	現場 塗替塗装	君島堰 扉体（外面）	m ²	700	
		君島堰 扉体（内面）	m ²	750	

第63条 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。

1. 君島堰

- | | | |
|----------|-----|-----------------|
| (1) 設計水位 | | 上流側 Y P+63.000m |
| | | 下流側 Y P+58.700m |
| (2) 操作水位 | 開水位 | 上流側 Y P+63.000m |
| | | 下流側 Y P+58.700m |
| | 閉水位 | 上流側 Y P+59.700m |
| | | 内水位 Y P+58.700m |

第64条 主要仕様

主要仕様は、次のとおりとする。

1. 君島堰

- | | | |
|---|---|-----------------|
| 門 | 数 | : 3門 |
| 形 | 式 | : シェル構造鋼製ローラゲート |

純径間×扉高 : 20.0m×3.3m
 水密方式 : 前面三方ゴム水密
 開閉方式 : 電動ワイヤロープウインチ式(2M2D)
 揚 程 : 6.4m

第65条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第3章 共通施工

第5節 塗 装

3-5-1 一般事項

各機器の塗装仕様は次のとおりとし、上塗色については、淡彩とし詳細は監督職員の承諾を受けるものとする。

塗装面積は、第62条のとおり見込んでいるが、塗装施工前に塗装面積集計を行い、集計結果について監督職員と協議のうえ塗装作業を実施し、設計変更の対象とする。

なお、上記塗装面積には、主ローラを含む扉体側部の面積は含んでいない。

現場塗装は、はけ塗りを原則とするが監督職員の承諾を得て塗装方法を変更することができる。ただし、設計変更の対象としない。

君島堰（外面）

塗装箇所	施工場所	工 程	塗装系等 機械工事塗装要領(案)・同解説 c-1B	標準膜厚 (μm)
扉体	現場	素地調整	1種ケレン	-
		第1層(下塗)	有機ジンクリッチペイント	75
		第2層(下塗)	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	60
		第3層(下塗)	弱溶剤変性エポキシ樹脂塗料下塗(大気部用)	60
		第4層(中塗)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 淡彩	40
		第5層(上塗)	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 淡彩	30

君島堰（内面）

塗装箇所	施工場所	工 程	塗装系等 機械工事塗装要領(案)・同解説 a-1B	標準膜厚 (μm)
扉体	現場	素地調整	3種(C)ケレン	-
		第1層(下塗)	有機ジンクリッチペイント	75
		第2層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)	100
		第3層(下塗)	変性エポキシ樹脂塗料下塗(水中部用)	100
		第4層(中塗)	エポキシ樹脂塗料中塗	40
		第5層(上塗)	エポキシ樹脂塗料上塗	40

注1) 君島堰ケレン前の水洗い清掃も施工範囲に含むものとする。

注２）塗装により機能上支障が生じる箇所（ステンレス製品、摺動部、水密ゴム等）については塗装してはならない。また、塗装、素地調整等による塗装片等が飛散しないよう養生を行うこと。

第８節 据 付

３－８－２ 仮設機材

- １．現場における仮設設備、仮設資材、機械器具は、全て受注者の負担とする。
- ２．水位の状況により、施工箇所の締切が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。なお、その際の仮設材の設置は設計変更の対象とする。
- ２．急な水位上昇が予想される場合、監督職員より仮設材の撤去を指示する場合がある。なお、その際における仮設材の撤去・再架設は設計変更の対象とする。

－以 上－

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 9 条 第 4 0 条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 3 0 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 ☐ 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☐ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

概略工事工程表

工事名 : R7君島堰ゲート塗替塗装工事

[illegible]

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品		
										監督職員	契約担当課				発注担当課	
工事着手前	作成書類の 役割分担	設計 審査会 で 確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等 への周知)	共通仕様書1-1-50,7	—		○						○		令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づ く届出	共通仕様書1-1-50,2	-		○						○		令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づ く届出	土壌汚染対策法第4条1項	-	○			○						土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け 出	
			4【事例】 概算概略発注等のため関係 機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工 協議	河川法、道路法、道路交通 法等の個別法	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5【事例】 概算概略発注のため関係機 関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調 整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による協議資料	共通仕様書1-1-3,2	-		○			○						令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整 合による設計図修正(構造計算の 件うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-23	-	○		○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割 分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負 担する)
	契約 図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—	○										
			9 共通仕様書	—	—	○										
			10 特記仕様書	—	—	○										
			11 発注図面	—	—	○										
			12 現場説明書	—	—	○										
			13 質問回答書	—	—	○										
			14 工事数量総括表	—	—	○										
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○				
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書1-1-4	様式－2		○					○				契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○					○				
			18 掛金収納書(電子申請方式)	共通仕様書1-1-56,6	様式－4		○					○				
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○			電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用 台紙」に掛金収納書を張り付けた上、提出する。な お、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○			
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○			
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○			
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○			
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	様式－5		○					○				
	25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6								○			契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。		
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書1-1-32,(5)	様式－7		○				○				契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー	共通仕様書1-1-27,4	—		○				○				該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設 副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書 へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー	共通仕様書1-1-27,5	—		○				○				該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建 設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画 書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調査	特記仕様書	—		○				○					
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○				○					
	1 施 工 計 画	① 施 工 計 画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-8	—		○				○				工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職 員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変 更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変 更施工計画書を監督職員に提出する。	
32 ISO9001品質計画書			特記仕様書	—		○				○						
33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実が あった場合)			共通仕様書1-1-3,2	—		○				○						
34 工事測量成果表(仮BM及び多角 点の設置)			共通仕様書1-1-52,1	—		○				○				設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出 する。		
35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)				—		○				○						
2 施 工 体 制		② 施 工 体 制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-18,1	—		○			○				・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一 部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319 号、国官整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業業以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-18,2	—		○				○					
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-18,1	-		○				○					
3 設 計		③ 設 計	39 承諾図書	共通仕様書1-1-9	—		○			○				設計が必要な工事において、製作・施工前に承諾図 書を作成し、監督職員の承諾を得る。		

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

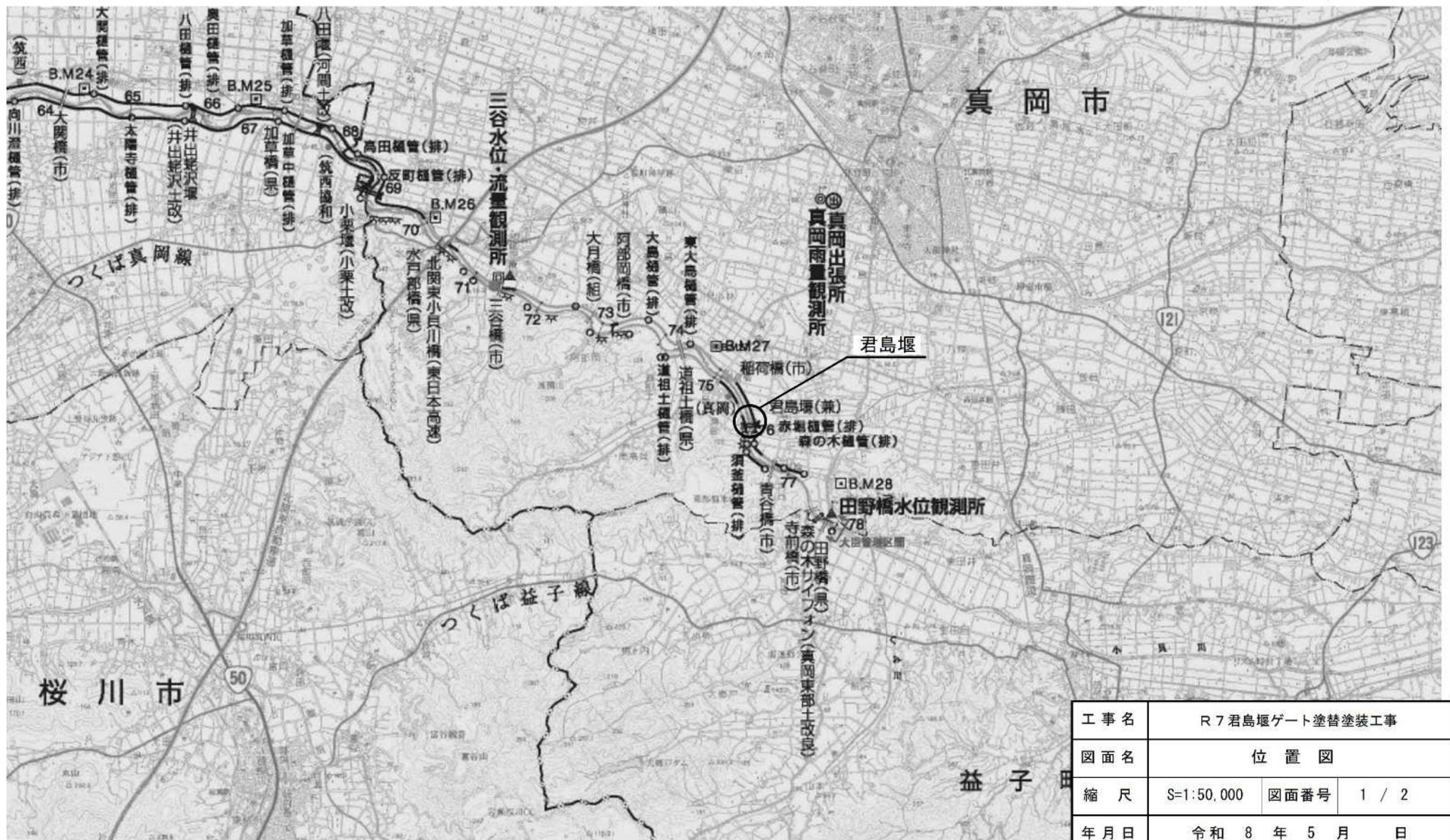
工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備 考				
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品						
										監督職員	契約担当課				発注担当課		受注者保管			
施 工 中	工事書類	4 施工状況	④ 施工管理	40 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-2_20	様式-9	○													
				41 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-2_23	様式-9		○				○						協議の根拠となる諸基準類のコピーは添付不要。		
				42 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-2_21	様式-9		○				○								
				43 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-2_24	様式-9		○				○								
				44 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-2_26	様式-9		○				○								
				45 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-2_27	様式-9		○				○								
			⑤ 安全管理	46 材料確認書	共通仕様書2-1-3_1	様式-10		○				○								設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
				47 材料納入伝票	共通仕様書2-1-3_1	—		○						○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。
				48 段階確認書	共通仕様書1-1-28_6(3)	様式-11		○				○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				49 確認・立会依頼書	共通仕様書1-1-28_1	様式-12		○				○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
				50 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-51_2	—		○								○				週間工程会議やASPにより事前連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。
				51 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-41_10	—		○								○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
				52 工事事事故速報	共通仕様書1-1-44	様式-13		○				○					○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
				53 工事事事故報告書	共通仕様書1-1-44	—		○				○								事故報告書はSAS(建設工事事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
⑥ 工程管理	54 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-38	様式-14		○				○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。			
	⑦ 品質管理	55 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-4	—		○				○							指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。			
施 工 中	契約関係書類	中間前払金	完済部分検査	56 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15		○					○							
				57 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5		○					○							
				58 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16		○					○							
				59 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17		○					○							
				60 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5		○					○							
				61 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-33_2	様式-18		○					○							
		既済部分検査	修補	62 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19		○						○						
				63 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-34_7	—							○						中間技術検査時にも提出する。	
				64 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-34_2	様式-18							○							
				65 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5		○					○							
				66 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21		○					○							
				67 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22		○					○						部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期	支給品	68 工期延期願	工事請負契約書第18条~22条	様式-23		○						○					工期延期が発生する場合に提出する。	
				69 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24		○					○						支給品を受領した場合に提出する。	
				70 支給品精算書	共通仕様書1-1-25_3	様式-25		○					○						支給品がある場合に提出する。	
				建設機械	71 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-25_4	様式-26		○					○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
					72 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27		○					○						建設機械の貸与がある場合に提出する。
				現場発生品	73 現場発生品調書	共通仕様書1-1-26	様式-28		○					○						現場発生品がある場合に提出する。
その他			74 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書1-1-35_6	—		○				○						既済部分検査等の際に提出する。			
			75 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-27_2	—		○							○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。		
			76 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○							○						
			77 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○							○						
			78 新技術活用関係資料	特記仕様書	—		○							○					新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること
 ※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者書類作成の位置付け						備 考		
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品				
										監督職員	契約担当課				発注担当課		受注者保管	
工事 完成 時	契約関係書類	79	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○				○							
		80	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○				○							
		81	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○						
	工事書類	82	出来形管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式－31		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。
		83	品質管理図表	共通仕様書1-1-37.10	様式－32		○				○							・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。
		84	品質証明書	共通仕様書1-1-32(1)	様式－33		○				○							・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
		85	工事写真	共通仕様書1-1-37.10	－		○				○							・工事写真の撮影に当たっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
		86	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○				○							総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
		87	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書1-1-59	様式－34		○				○							自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。
	工事完成図書	88	工事完成図	共通仕様書1-1-30	－		○				○				○			・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
		89	工事管理台帳	共通仕様書1-1-30	－		○				○				○			・電子納品等運用ガイドライン(案)【機械設備工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他	90	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-27.6	－		○				○							該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		91	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-27.6	－		○				○							該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		92	維持管理情報データベース統一様式	特記仕様書	－		○				○							施工内容に基づき、機械設備維持管理システムにおける所定様式を作成して提出する。
		93	予備品リスト	特記仕様書	－		○				○							予備品を納入する場合、所定様式により「予備品リスト」を作成して提出する。
工事 後 完成	その他	94	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-21.5	－	○	○				○						「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。	

位置図 S=1:50,000



1:50,000



工 事 名		R 7 君島堰ゲート塗替塗装工事					
図 面 名		位 置 図					
縮 尺		S=1:50,000		図面番号		1 / 2	
年 月 日		令和 8 年 5 月 日					
副 所 長		課 長	専 門 調 査 官	係 長		設 計	
事 務 所 名		国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所					

